

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三六八)
- 特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三六九)
- 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(三七〇)
- 航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三七一)
- 航空法関係手数料令の一部を改正する政令(三七二)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(三七三)
- 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令(三七四)

### 〔条 約〕

- 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(三七五)
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(三七六)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書(一三)
- 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書(一四)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約(一五)

### 〔省 令〕

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令(総務・財務二)
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令(財務八四)

### 〔告 示〕

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件の一部を改正する件(総務・財務一)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件(外務三八二)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書に関する書簡の交換に関する件(同三八三)
- 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件(同三八四)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書に関する書簡の交換に関する件(同三八五)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の効力発生に関する件(同三八六)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約に関する書簡の交換に関する件  
(同三八七)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

第四号第三号中「第八号第十八項」を「第八号第十九項」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(複合型サービス福祉事業の対象者)

第四号の二 法第五号の二第七項の政令で定める者は、次のとおりとする。  
一 法第十号の四第一項第六号の措置に係る者

二 介護保険法の規定による複合型サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を含むものに限る。次条第六項において同じ。)に係る地域密着型介護サービス費又は特別地域密着型介護サービス費の支給に係る者  
三 生活保護法の規定による居宅介護(介護保険法第八号第二十二項に規定する複合型サービスに限る。)に係る介護扶助に係る者

第五号第一項中「規定する訪問介護」の下に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(同号に規定する厚生労働省令で定める部分に限る。)」を加え、同条第五項中「第八号第十六項」を「第五号の二」に改め、同条に次の一項を加える。  
6 法第十号の四第一項第六号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する複合型サービス(同号に規定する訪問介護等に係る部分に限る。)を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とするとき認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該若しくはその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五号の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該サービスを供与することを委託して行うものとする。

第十号第三号中「第八号第二十項」を「第八号第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改める。  
(社会福祉法施行令の一部改正)

第四号 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。  
第四号第二号中「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同条第三号中「第八号第二十五項」を「第八号第二十七項」に改める。  
(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第五号 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)の一部を次のように改正する。  
第一条の見出し中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加え、同条中「社会福祉士及び介護福祉士法」を「社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法」に改め、「定める社会福祉」の下に「又は保健医療」を加え、同条に次の一項を加える。

2 介護福祉士に係る法第三号第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、前項に規定するもののほか、医師法(昭和二十三年法律第二二一号)、歯科医師法(昭和二十三年法律第二二二号)、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二二三号)、医療法(昭和二十三年法律第二二五号)、薬事法(昭和三十三年法律第四十五号)及び薬剤師法(昭和三十三年法律第四十六号)の規定とする。

第十四条の次に次の一条を加える。  
(法第四十八号の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第十四条の二 法第四十八号の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶

養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年法律等における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。  
附則第一項ただし書中「次項」を「次条」に改め、同項を附則第一条とする。  
附則第二項を附則第二条とし、附則に次の五条を加える。  
(法附則第四号第三項第三号及び第七号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四号第三項第三号及び第七号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年法律等における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。  
(認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第四条 法附則第四号第四項の規定により同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証(以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。)の返納を命ぜられた法附則第三号第一項に規定する認定特定行為業務従事者(以下「認定特定行為業務従事者」という。)は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第四号第四項の規定により当該認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第四号第四項の規定により特定行為業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その処分の日並びに処分理由及び内容を通知しなければならない。  
(委託することのできない事務)

第五条 法附則第五号第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。  
一 法附則第四号第二項の規定による認定の事務  
二 法附則第四号第三項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務(登録研修機関の有効期間)

第六条 法附則第九号第一項の政令で定める期間は、五年とする。  
(準用)

第七条 第十四条の二の規定は、法附則第二十条第一項の登録について準用する。  
(社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第六号 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第二項の改正規定中「附則第二項」を「附則第二條」に、「附則第十五号第一項」を「附則第九号第一項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

附則第三條(見出しを含む。)中「附則第四号第三項第三号及び第七号第一号」を「附則第十三条第三号及び第十四号第二号」に改める。

附則第四号第一項中「附則第四号第四項」を「附則第十一条第四項」に、「附則第三号第一項」を「附則第十條第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第四号第四項」を「附則第十一条第四項」に改める。

附則第五条中「附則第五条第一項」を「附則第十二条第一項」に改め、同条第一号中「附則第四条第二項」を「附則第十一条第二項」に改め、同条第二号中「附則第四条第三項」を「附則第十一条第三項」に改める。

附則第六条中「附則第九条第一項」を「附則第十六条第一項」に改める。

附則第七条中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

附則第一条中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第七条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の三十一の二第二項中「同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言並びに同法第二十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等」を「並びに同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言」に改める。

第七百七十四条の三十一の三の次に次の一条を加える。

(介護保険に関する事務)

第七百七十四条の三十一の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第七十五条の二第二項、第八十二条の二第二項、第八十九条の二第二項、第九十九条の二第一項及び第九十九条の六第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第八項及び第一百五十五条の三十五第六項の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス(当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。)に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは「当該指定都市が定める市町村介護保険事業計画」と、必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは、「当該指定都市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス(訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス(この項の規定により協議を行うものに限る。以下この号及び次項において同じ。)」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならない。この場合において、指定都市の市長は、許可をしようとするときは、

あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法百四十四条の二及び百五十五条の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法百五十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可を」と、同法百五十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、指定の」とあるのは「指定又は許可の」と読み替えるものとする。

第七百七十四条の四十九の十第一項中「同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言並びに同法第二十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等」を「並びに同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言」に改める。

第七百七十四条の四十九の十一の次に次の一条を加える。

(介護保険に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十一の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第七十五条の二第二項、第八十二条の二第二項、第八十九条の二第二項、第九十九条の二第一項及び第九十九条の六第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス(当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。)に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは「当該中核市が定める市町村介護保険事業計画」と、必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは、「当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス(訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス(この項の規定により協議を行うものに限る。以下この号及び次項において同じ。)」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならない。この場合において、中核市の市長は、許可をしようとするときは、あらかじめ、

都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法百四十四条の二及び百五十五条の十中「事項